

明監報第20号

大蔵海岸整備事業定期監査結果報告のこと

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定により、みだしの監査を実施したので、その結果を別紙のとおり報告する。

平成26年（2014年）10月24日

明石市監査委員 林 郁 朗

同 星 川 啓 明

同 辰 巳 浩 司

同 寺 井 吉 広

大蔵海岸整備事業定期監査の結果について

I 監査の対象

大蔵海岸整備事業（政策部政策室）

II 監査の期間

平成26年8月21日から平成26年10月24日まで

III 監査の範囲

平成26年6月末日現在における財務に関する事務及び経営に係る事業の管理状況

IV 監査の方法

政策部から予算の執行状況、物品の管理状況等について、資料の提出を求め、関係諸帳簿等について調査確認し、必要に応じて関係職員の説明を聴取し、財務会計処理が法令等に基づき適正に行われているか、事務の執行が計画的かつ効率的に行われているかについて監査を実施した。

監査の対象事項としては、以下のとおりである。

- (1) 予算の執行等
- (2) 収入事務
- (3) 支出事務
- (4) 補助金
- (5) 貸付金
- (6) 契約事務
- (7) 財産管理
- (8) 文書事務
- (9) 出張命令

V 監査の結果

当事業は、地方公営企業法の財務規定等の適用を受け、常に経済性を発揮するとともに、公共の福祉を増進することを基本として運営されて

いるところである。

今回の監査は、財務に関する事務の執行状況及び経営に係る事業の管理状況を中心に実施したのであるが、おおむね適正に執行されているものと認められ、事務処理上、特に指摘する事項はなかった。